

## 改訂第13版の発行にあたり

商標審査基準については、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会に設置された商標審査基準ワーキンググループにおいて、平成27年度及び平成28年度の2年計画で全面的な改訂に向けて審議を行い、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近年の裁判例などの動向をふまえた内容面の観点及び構成全体の整理や用語の統一等の構成面の観点から改訂を行いました。

平成28年度は、全8回にわたる公開による審議を経て、新たな審査基準として商標審査基準改訂第13版を作成いたしました。

商標審査基準改訂第13版においては、商標の不登録事由(商標法第4条)を中心に、商標法第4条第1項第11号の外観及び觀念についての基準及び例示を明記、同号における出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱いを規定、また、第4条第1項各号における類否の判断において立法趣旨を考慮した判断ができるよう全体的な見直しを行いました。

この審査基準が、ユーザーの皆様の見込み可能性を高め、より適切な商標出願に資する資料としてご活用いただければ幸いです。

最後に、本改訂にあたり、多大なるご協力を頂きました産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループの委員の皆様には深く感謝いたします。

平成29年3月

特許庁審査業務部商標課長  
佐藤 淳

## 改訂第12版の発行にあたり

商標審査基準は、昭和46年に初版が発行されて以来、法律改正・社会情勢の変遷・ユーザーニーズの変化等に応じる形で、部分的には改訂を重ねてきましたが、審査基準全体にわたる見直しは充分に行われていませんでした。

また、近時において、ユーザーから更に明確で分かりやすい審査基準とするよう要望があること及び商取引を取り巻く環境も大きく変化している状況もありました。

そのようなことから、特許庁では商標審査基準を全面的に見直しすることとし、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおける、合計6回にわたる公開による審議を経て、新たな審査基準として商標審査基準改訂第12版を作成いたしました。

商標審査基準改訂第12版においては、商標法第3条を中心に審査基準の修正を行い、より具体化及び明確化する等の見直しを行いました。

この審査基準が適正な商標出願のための一助として、ユーザーの方々にも利用され、円滑な商標審査に資する資料として活用いただければ幸いです。

平成28年3月

特許庁審査業務部商標課長  
青木 博文

## 改訂第11版の発行にあたり

「特許法等の一部を改正する法律」が平成26年5月14日に平成26年法律第36号として公布され、平成27年4月1日付けで施行されます。（一部平成26年8月1日施行済。）

今回の改正法における商標関係については、①音や色彩を保護対象として商標の定義に追加するとともに、動き、ホログラム及び商品等の特定の位置に付する標章について、出願手続きを整備することにより商標として保護を可能とする、②国際機関の紋章等と類似する標章に関する登録要件に除外規定を設ける、③地域団体商標の登録主体として商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を追加する等の改正が行われました。

上記の商標法の一部改正に対応するため、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に商標審査基準ワーキンググループを設置し、平成26年4月24日から10回にわたる公開による審議を経て、新たな審査基準として商標審査基準改訂第11版を作成いたしました。

商標審査基準改訂第11版においては、商標法第3条、第4条及び第5条等の審査基準の修正を行うとともに、これまで審議会等で指摘されていた地域団体商標の周知性要件について、求められる需要者の認識の範囲を商品又は役務の特性ごとに可能な限り類型化した上で、判断基準をより具体化及び明確化する等の見直しを行いました。

この審査基準が適正な商標出願のための一助として、ユーザーの方々にも利用され、円滑な商標審査に資する資料として活用いただければ幸いです。

平成27年3月

特許庁審査業務部商標課長  
青木 博文

## 改訂第10版の発行にあたり

「特許法等の一部を改正する法律」が平成23年6月8日に平成23年法律第63号として公布され、平成24年4月1日より施行されることになりました。

今回の改正においては、特許法のほか、商標法についても、①出願人の利便性の向上の観点から、商標法第4条第1項第9号及び同法第9条第1項に規定する特許庁長官による博覧会の指定制度を廃止し、特許庁長官の定める基(平成24年特許庁告示第6号)に適合する博覧会については、事前の指定を経ることなく、当該博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標について不登録事由の対象にするとともに、出願時の特例の主張をすることを可能とした、②早期の権利取得というユーザーのニーズに応える観点から、登録商標に係る商標権が消滅した後も1年間は他人の商標登録を禁じていた商標法第4条第1項第13号を廃止した、等の改正を行いました。

審査基準の改訂第10版においては、上記の商標法の一部改正に対応するために、商標法第4条第1項第9号及び第11号の審査基準の修正、同項第13号の審査基準の廃止、さらに、同法第9条第1項の審査基準の新設等の見直しを行いました。

この審査基準が適正な商標出願のための一助として、ユーザーの方々にも利用され、円滑な商標審査に資する資料として活用いただければ幸甚です。

平成24年3月

特許庁審査業務部商標課長  
林 栄二

## 改訂第9版の発行にあたり

「意匠法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日に平成18年法律第55号として公布され、平成19年4月1日より施行されることに伴い、商標法において小売業等に係る商標が新たにサービスマーク(役務に係る商標)として保護されることになりました。

また、同改正に係る産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「商標制度の在り方について」においては、小売業等に係る商標をはじめとした商標登録出願について出願人の商標の使用意思の確認を強化すべきことや、先願登録商標との類否の審査について当事者である引用商標の商標権者の取引の実情を示す説明書が提出された場合は判断材料の一つとして説明書を参酌できるよう運用を改善すべきことが指摘されたところです。

今回の審査基準の改訂では、主に、上記商標法の改正に対応すると同時に上記報告書の指摘を踏まえた審査運用の改善を行うべく、小売業者等に係る商標に関する審査基準、上記報告書の指摘に対応する商標法第3条第1項柱書の運用及び同法第4条第1項第11号の運用に関する審査基準を新たに作成し、さらに、地域団体商標に関する法施行後の実態を踏まえ同法第7条の2の要件等をより明確化するための追加を行いました。

本書を、今後の適正な出願のための基準、商標制度活用のための資料としてご活用いただければ幸甚です。

平成19年1月

特許庁審査業務部商標課長  
林 二郎

## 改訂第8版の発行にあたり

地域ブランドをより適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、「商標法の一部を改正する法律」が平成17年6月15日に平成17年法律第56号として公布され、平成18年4月1日より地域団体商標制度を導入することとなりました。

今回の改正は、地域の名称と商品(役務)の名称等からなる商標について、事業協同組合や農業協同組合等の団体によって、地域との密接な関連性を有する商品(役務)に使用されたことにより一定程度の周知性を獲得した場合には、地域団体商標として商標登録を受けることができることになりました。

そこで、地域団体商標に関する審査の統一的な運用を図るため、商標法第7条の2の審査基準を新たに作成しました。また、併せて同法第3条第1項第1号及び同条第2項、同法第4条第1項第11号及び同項第16号の見直し及び修正を行いました。

本書を、今後の適正な出願のための基準、商標制度活用のための資料としてご活用いただければ幸甚です。

平成18年1月

特許庁審査業務部商標課長  
田代 茂夫

## 改訂第7版の発行にあたり

「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」(以下「議定書」という。)の締結が、第145回通常国会において承認され、議定書を実施するための「特許法等の一部を改正する法律」が平成11年5月7日に同国会において成立し、同年5月14日に法律第41号として公布されました。議定書は、平成12年3月14日に我が国について発効し、議定書実施関連の改正規定も同日に施行されています。

改正商標法は、国際登録に基づき我が国を指定する領域指定を国際登録の日にされた我が国の商標登録出願とみなし、また、我が国を事後指定した場合の領域指定を国際登録簿に記録された事後指定の日にされた商標登録出願とみなすこととし、国際登録に基づく手続を国内段階に繋げて我が国の商標法を適用することにしました(第68条の9)。

しかし、このような国際商標登録出願について、国際登録簿により管理される国際登録制度の仕組み上、商標法の規定をそのまま適用できないものについては特例を規定しています。

そこで、国際商標登録出願を特例的に取り扱う場合には、従前の国内基準に例外を設ける等の改正を行うとともに、改正商標法で新設された規定に関する審査基準を新たに設けました。

また、商標法第4条第1項第14号に関する審査基準については、種苗法改正に伴う条文の訂正等を行いました。

さらに、平成12年1月1日から商標登録出願におけるペーパーレスシステムを導入したことに伴う改正も行いました。

本書を、今後の適正な商標管理の資料としてご活用下さい。

また、よりよき商標審査基準を作るために関係各位の適切なお意見、ご批判をいただければ幸甚です。

平成12年4月6日

特許庁審査第一部商標課長  
田 邊 秀 三

## 商標審査基準改訂第6版の発行にあたり

本書は、特許庁が商標登録出願を適正かつ統一的に審査するための基準で、平成8年の商標法改正に伴って改訂された改訂第6版(6回目の改訂版)です。

「商標法等の一部を改正する法律」が平成8年6月4日、第136回通常国会において成立し同年6月12日に法律第68号として公布されました。

商標法は、昭和34年改正により現行制度の骨格が形成されて以来36年を経過していますが、この間、国際情勢においては、商品及びサービスの国際的な取引の増大、企業活動のボーダーレス化の進展に伴い商標制度の国際的な調和や簡素化が喫緊の課題となりました。この状況を反映し、平成6年に商標に関する手続の簡素化及び国際的調和を目的とする「商標法条約」が締結されました。

また、目を転ずると、国内においては、我が国経済の発展、商品・サービスの差別化の進展等により商標制度の利用に対する新しいニーズが生じる一方で、不使用商標対策、早期権利付与等の要請が強まりました。

今回の商標法一部改正は上記内外の情勢変化に対応したものであり、

- ①商標法条約対応のために一出願多区分制の導入、出願人の業務記載の廃止、更新時の実体審査、登録商標の使用チェックの廃止等、
- ②不使用商標対策として連合商標制度の廃止等、
- ③早期権利付与の確保のために商標権付与後の登録異議申立制度への移行、先願未登録商標に基づく拒絶理由の通知、標準文字制度の採用等、
- ④著名商標の保護のために不正目的による商標登録出願の排除、
- ⑤経済活動活性化支援のために立体商標制度の導入、団体商標制度の明文化、書換制度の導入等、数多くの改正がなされました。

この改正に合わせ「商標審査基準」を大幅に改訂しました。新たに「標準文字」、「立体商標」、「団体商標」、「指定商品の書換」等に関する審査の判断基準を設けるとともに、従来の「連合商標」、「商標登録異議の申立て」、「存続期間の更新登録」に関する基準を商標法の改正に合わせ削除するなどの改訂を行いました。

また、一出願多区分制の導入に伴い一出願で商品と役務の双方を指定する場合があること等を踏まえ、商品に係る商標審査基準と役務に係る商標審査基準2編に分けて構成

していたものを統合しました。

なお、改訂にあたっては工業所有権審議会の「商標法等の改正に関する答申」の内容、趣旨、そして「商標法条約」の内容や締結に至る経緯をも踏まえました。



当書を、今後の適正な出願のための基準、商標制度活用のための資料としてご活用下さい。

また、よりよき商標審査基準を作るために関係各位の適切なお意見、ご批判をいただければ幸甚です。

平成9年3月3日

特許庁 商標課長  
能 條 佑 敬

## 改訂版の発行にあたり

特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)により、商標法が改正された。今回の商標法の改正は、主に、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO)の確実な実施を確保すること、特許付与前に行っていた異議申立てを特許付与後に行うこととするいわゆる特許法の付与後異議制度の採用に伴って関係規定を整備すること等を目的とするものであり、この結果、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示の保護に関する第4条第1項第17号の規定が新設されたほか、実体的には変更がないとはいえ異議申立て等に関する商標法の根拠規定も大幅に改正された。

そこで、改正商標法の施行後も商標登録出願に関する審査を適正かつ統一的に行うため、「商標審査基準」についても、改正後の商標法に合致させるため見直し及び修正を行うこととした。具体的には、新たな拒絶理由である第4条第1項第17号に関する基準を設けるとともに、異議申立てや補正の却下等に関する基準を商標法の改正に伴い整理し直すものとなっている。

これらの改訂内容は、WTOとして結実したガット・ウルグアイラウンドのTRIPS交渉の経緯をも踏まえ、商標の審査部内で検討し、決定したものである。

なお、今回の商標法の改正においては、施行が平成7年7月1日の規定と平成8年1月1日の規定が存するが、この「商標審査基準」についても、関係規定の施行に合わせて施行することとなる。

これが適正な出願のための基準とされることを望むものである。

平成7年6月19日

特許庁審査第一部商標課長  
佐藤 邦茂

## 改訂版の発行にあたり

商標法等の一部が改正(平成3年法律第65号、政令第298号、同第299号、通商産業省令第70号)されたことにより、平成4年4月1日にサービスマーク登録制度導入とともに国際分類を主たる体系として採用することとなったが、この改正に伴って、商標登録出願に関する審査を適正かつ統一的に行うために、現行の「商標審査基準」を見直し、改めることとした。

今回の改訂版においては、現行「商標審査基準」(商品に係る商標に関するもの)の各基準について所要の修正を行い、サービスマークに関する審査基準を新たに追加した。

その主な内容は、①「願書に記載された出願人の業務に係る商品又は役務と指定商品又は指定役務は同一若しくは類似の範囲内でなければならない。」とする商標法第3条第1項柱書きに関する審査基準の変更 ②商品と役務の類否の判断基準の追加 ③「第○類 ○○その他本類に属する商品」というような、いわゆる全額指定の排除を内容とする商品又は役務の指定に関する基準の変更、その他所要の修正を行った。

なお、「商品に係る商標」と「サービスマーク」は、識別対象が「商品」と「役務」の相違があってもそれが果たす機能は同一であるため、両者の登録要件・不登録事由等に関する審査基準も基本的には同様のものになる。従って、「商品に係る商標審査基準」と「役務(サービス)に係る商標審査基準」は、その内容において重複する部分が多いが、サービスマーク登録制度の導入によってサービス事業者等がこの基準を初めて利用することも考慮して、両基準を別々に作成し1冊に合本した。

また、役務に係る更新登録出願の審査基準は、現行の更新登録出願の審査基準に倣うこととなろうが、10年後に生ずる問題でもあり、役務に係る商標の審判決例等を待って作成すべきであるとの判断から、相当の期間経過後にこれを作成し公表することとした。

この基準は、関係団体・協会等の意見を踏まえて商標審査部内において検討し、決定したものである。

ここにその内容を公表し、適正な出願の基準とされることを望むものである。

平成4年3月

特許庁審査第一部商標課長  
細井 貞行

## 改訂版の発行にあたり

商標法等の一部が改正されたことにより、新たに行われることとなった登録商標の使用義務の強化に関する審査を適正かつ統一的に行うために「登録商標の使用の認定に関する審査基準」及び「商標の使用の事実を示す資料及び商標の使用に係る商品に関する審査基準」等を作成し公表してきた。

今回、商標審査基準にこれらを組み入れるとともに第3条第1項柱書き等を含め関連部分に修正を加え改訂することとした。

この改訂は、商標審査部内において検討し、決定したものである。

ここにその内容を公表する。

適正な出願のための基準とされることを望むものである。

昭和56年3月31日

特許庁審査第一部商標課長  
青木 実

## 改訂版の発行にあたり

これまで公表してきた商標審査基準のうち、商標の類似特に称呼類似に関する部分および周知標章についての基準を改訂した。

今回の改訂は、いずれも、さきの工業所有権審議会および商標審査基準協議会の意見をうけ、商標審査部内で検討し決定したものである。

ここにその内容を公表する。

適正な出願のための基準とされることを望むものである。

昭和52年8月10日

特許庁審査第一部商標課長  
石川 義雄